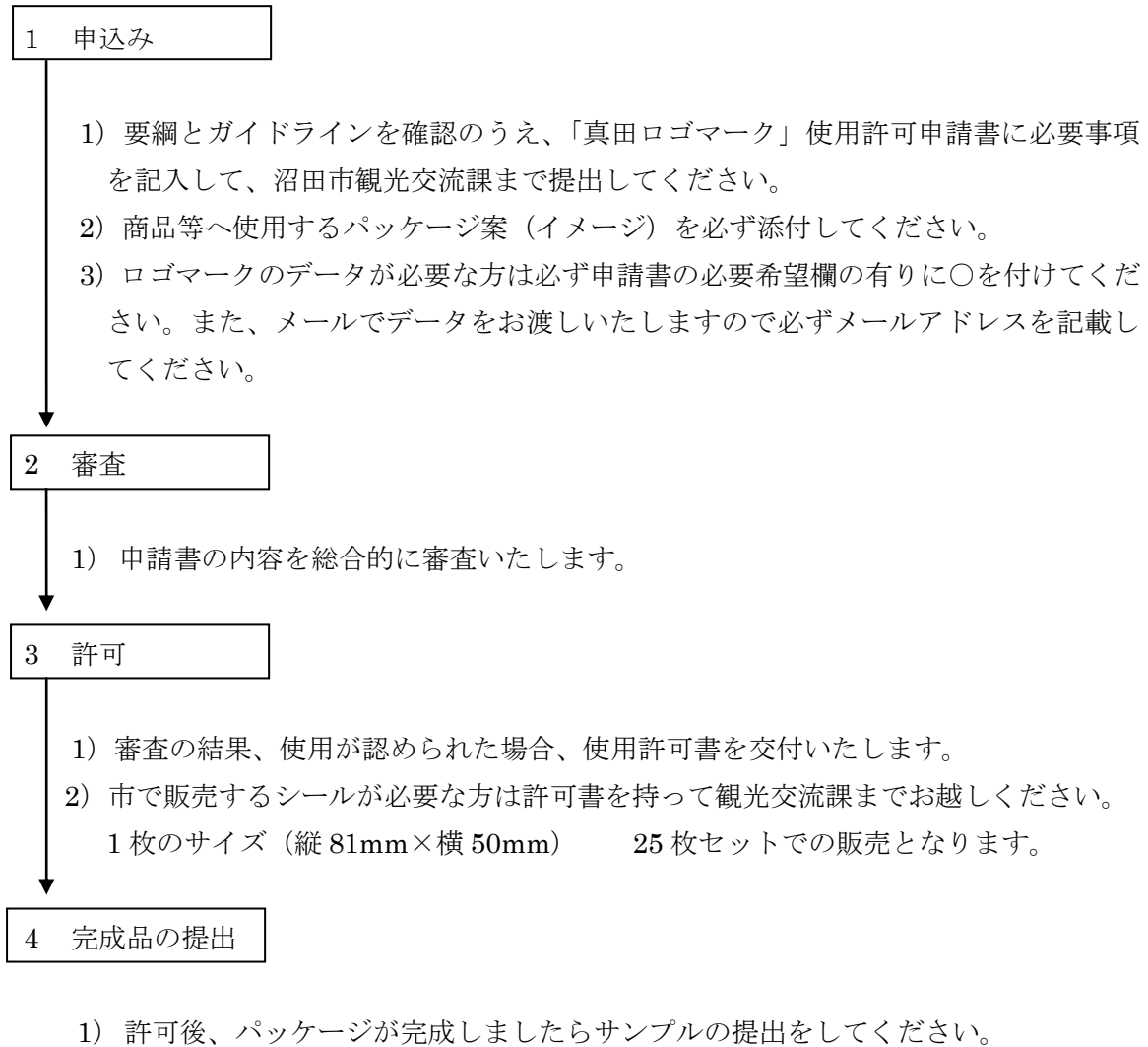


## 「真田ロゴマーク」使用フローチャート



### 【お問い合わせ先】

沼田市経済部観光交流課

〒378-8501 沼田市西倉内町 780 番地

TEL : 0278-23-2111      FAX : 0278-24-5179

E-mail : [kankou@city.numata.gunma.jp](mailto:kankou@city.numata.gunma.jp)

## 「真田ロゴマーク」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼田市オリジナルの「真田ロゴマーク」に係る商標（以下「商標」という。）の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「真田ロゴマーク」使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、「真田ロゴマーク」使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定に定める許可をする場合においては、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

第4条 商標の使用許可期間は、使用を許可した日の属する年度から起算して3年度間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続き商標を使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用を許可しないことができる。

- (1) 商標の使用によって誤認又は混同を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) その他支障があると認められるとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 商標を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的のみに使用すること。
- (2) 関係法規を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 使用者は、本件商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (4) 第三者が商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。

(5) 市から要請があった場合は、商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。

(6) 使用者が、商標の使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。

(使用許可の取消し)

第7条 市長は、使用者がこの要綱に違反し、又はそのおそれがあると認められるときは、その使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により、使用者が使用の停止又は許可の取消しによって損害を受けることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第8条 商標の使用料は、無料とする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第9条 使用者は、第3条の許可を受けた事項以外の目的に商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 9月 1日から施行する

## 「真田ロゴマーク」運用ガイドライン

### 1 目的

事業者の皆様は、商品に積極的にご活用いただくことで、群馬県沼田市を全国へPRすることを目的としております。

### 2 申請に関する事項

#### 1) 複数の商品で使いたい場合

申請書は一つの商品につき1枚必要です。商品が複数の場合はお手数ですが商品の数分の申請書の提出をお願いいたします。

#### 2) 使用料

使用料は無料です。

ただし、観光交流課で販売するロゴマークシールを購入する場合は1シート(25枚)あたり100円いただきます。ご購入の際は許可書を提示してください。

#### 3) 使用できる事業者

市外の事業者であってもご利用いただけます。ただし、群馬県沼田市を全国へPRすることを目的としておりますので、この目的に反しないこと及び要綱の第5条に該当しないことが条件です。

#### 4) 使用許可の期間

ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日の属する年度から起算して3年度間とします。

(例1) 許可日 平成27年 9月15日(平成27年度)

⇒終了日 平成30年 3月31日(平成29年度の末日)

(例2) 許可日 平成28年 1月20日(平成27年度)

⇒終了日 平成30年 3月31日(平成29年度の末日)

(例3) 許可日 平成28年 4月8日(平成28年度)

⇒終了日 平成31年 3月31日(平成30年度の末日)

#### 5) 申請書の審査

ご提出いただいた、使用許可申請書の内容を総合的に審査します。問題がなければ後日、許可書を送付いたします。

### 3 ロゴデータに関する事項

使用許可後、データ送付希望の方に、申請書に記載されたメールアドレスにデータを送付いたします。印刷発注する際、印刷会社にそのまま渡してください。シールなどロゴの形状に沿った型抜き印刷をする場合の型抜きデータ※1も含まれています。

※1 型抜きデータの形状

